公益財団法人 南予医療振興財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人 南予医療振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市湊町六丁目1番地2に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、八西地区(八幡浜市および西宇和郡伊方町)を中心とした愛媛県南予地域の医療を担う医師を確保し、同地域の医療の充実および万一の原子力災害に備えた医療体制の整備を図ることを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 愛媛大学医学部医学科生等医学従事を志す学生への奨学金貸与事業
 - (2) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(設立者および財産の拠出)

第5条 設立者の名称および所在地並びに拠出する財産およびその価額は以下のとおりとする。

商号 本店 財産 価額

四国電力株式会社 香川県高松市丸の内2番5号 金銭 金300万円

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で 定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持および処分)

- 第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部又は一部を処分又は除外し、又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会および評議員会において、議決に加わることのできる理事および評議員の3分の2以上に当たる多数による承認を得なければならない。

(資産の管理・運用)

- 第8条 この法人の財産の管理・運用は理事長(第27条第3項に規定する代表理事をいう。以下同じ。)が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める財産管理 運用規程によるものとする。
- 2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、又は国公債等有価証券に換えるなど安全、確実な方法で保管しなければならない。

(事業年度)

第9条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

- 第11条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が、 次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に 提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号 までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監查報告
- (2) 理事および監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事および監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産 残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員および評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

- 第14条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3 分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員およびその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一に するもの
- (2)他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数 が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の 定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員で ある者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員および地方公共団体の議会の議員 を除く。)である者
 - 1 国の機関
 - 2 地方公共団体
 - 3 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - 4 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規 定する大学共同利用機関法人
 - 5 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - 6 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに 関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した 評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を 有する。

(評議員の報酬等)

- 第16条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第18条 評議員会は、次の事項を決議する。
- (1) 理事および監事の選任および解任
- (2) 評議員の選任および解任
- (3) 定款の変更
- (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書 等の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の廃止
- (8) 理事会において評議員会に付議した事項
- (9) 前各号のほか法令又はこの定款に定める事項

(種類および開催)

- 第19条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

- 第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の 理由を示して評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、 評議員会を開催することができる。

(定足数)

第22条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選定する。

(決議)

- 第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案の決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行 わなければならない。
- 4 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した評議員および理事は、前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第5章 役員

(役員の設置)

- 第27条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事 とする。

(役員の選任)

- 第28条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添 え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務および権限)

- 第29条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。
- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長の業務執行権限は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める職務権限規程による。
- 4 理事長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況 を理事会に報告しなければならない。

(取引の制限)

- 第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実 を開示し、理事会の承認を得なければならない。
 - (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - (3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱については、第44条に定める理事会運営規則によるものとする。

(監事の職務および権限)

- 第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2)この法人の業務および財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る貸借対 照表、損益計算書および事業報告並びにこれらの附属明細書等を監査すること。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めると きは、これを理事会に報告すること。
- (4) 前号による報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求する こと。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週 間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集 すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業 務および財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定 時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前2項の規定にかかわらず、前任者の任期の 満了する時までとする。

4 役員は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有 する。

(役員の解任)

- 第33条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

- 第34条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第36条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定および解職
- (4) 評議員会の日時および場所並びに目的である事項等の決定

(招集)

- 第37条 理事会は、第31条第1項第4号の規定により、監事が招集する場合を除き、 理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が理事会に欠席した場合は、他の理事を議長とする。

(定足数)

第39条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、 その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったもの とみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第42条 理事又は監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会に おいて定める理事会運営規則による。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の 2以上の決議によって変更することができる。 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第14条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、 その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人 又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の制限)

第49条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第50条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合 は、官報に掲載する方法による。

第9章 事務局

(設置等)

- 第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長および所要の事務員を置く。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第10章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

- 第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、 財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時評議員)

第55条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 渡部 浩 高田 清式 橋本 顕治 濱松 爲俊

(設立時役員)

第56条 この法人の設立時理事および設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 玉川 宏一 満田 憲昭 上村 重喜 設立時監事 後藤 功二

(最初の事業年度)

第57条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成31年3月31日 までとする。

(法令の準拠)

第58条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附則

1 変更後の定款は行政庁の公益認定を受けた日(公益認定書到達の日)から施行する。